

新型コロナウイルス感染症の影響による 国民健康保険税の減免等判定フローチャート

※①～⑥は別紙で補足説明があります。

① 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った。

はい

いいえ

世帯の主たる生計維持者（65歳未満）が新型コロナウイルス感染症の影響で会社都合により離職をし、「特定受給資格者」又は「特定理由離職者」として雇用保険から失業給付を受ける。

いいえ

はい

④ 世帯の主たる生計維持者の 事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかの収入が前年と比べて10分の3以上減少する見込である。

※ 減少が見込まれる収入の前年の収入や所得が0円又はマイナスの場合は、減免の対象外になります。

世帯の主たる生計維持者の 事業収入・不動産収入・山林収入のいずれか（給与収入を除く）の収入が前年と比べて10分の3以上減少する見込である。

※ 減少が見込まれる収入の前年の収入や所得が0円又はマイナスの場合は、減免の対象外になります。

はい

いいえ

⑤ 世帯の主たる生計維持者の前年の所得の合計額が1,000万円以下である。

世帯の主たる生計維持者の前年の所得の合計額が1,000万円以下である。

はい

はい

⑥ 世帯の主たる生計維持者の前年比30%以上の減少が見込まれる収入に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である。

世帯の主たる生計維持者の前年比30%以上の減少が見込まれる収入に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である。

はい

はい

国民健康保険税の全額が免除されます。

国民健康保険税の一部が減額されます。

減免の対象外になります。

国民健康保険税の一部が減額されます。

非自発的の失業者に係る保険税の軽減制度（給与所得を100分の30にみなす）により保険税を軽減します。

非自発的の失業者に係る保険税の軽減制度（給与所得を100分の30にみなす）により保険税を軽減します。

<補足説明事項> フローチャートの①から⑥について、以下のとおり補足説明します。

①新型コロナウイルス感染症の影響とは？

新型コロナウイルス感染症や、その感染拡大防止のための措置による影響をいいます（直接的であるか間接的であるかを問いません）。なお、収入減少に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響でないことが明らかな場合（例えば、懲戒解雇や令和2年中の離転職等が原因となって収入が減少したことが明らかな場合等）は除きます。

②世帯の主たる生計維持者とは？

原則として国民健康保険上の世帯主（被保険者証に記載されている世帯主）をいいます。

③重篤な傷病とは？

1か月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の症状が著しく重い場合をいいます。申請の際には、医師の診断書等（写しでも可）の添付が必要です。

④減少が見込まれる収入とは？ 令和3年中（令和3年1月から12月まで）の収入見込額とは？

事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかであるため、どれか一つでも該当すれば、減免の対象になります。4つの収入のうち、他の収入についても前年と比べて10分の3以上の減少が見込まれる場合は、その収入についても合計し計算します。

令和3年中の収入見込額の算出方法については、令和3年1月から直近の月までの収入実額に、12月までの月ごとの収入見込額を足して算出する方法や、前年の年間収入額から、取引先の倒産等で回収不能となった金額を引いて算出する方法が考えられます。本市が合理的と判断する金額であれば、令和3年中の収入額の算出方法は問いません（申告の際には、別紙3の令和3年中収入見込額（内訳）申告書に見込額の内訳（到来月までは実収入）を記入し、合計額を別紙2の令和3年中の収入見込額の欄に記入してください。申告書には、根拠資料を添付してください。）。また、保険金や損害賠償等により補填されるべき金額は減少する見込みの収入額に含みません。

なお、減少が見込まれる収入の前年の収入や所得が0円又はマイナスの場合は、減免の対象外になります。

※ 令和2年度分の申請の場合は、令和2年中と令和元年中との比較になりますので、令和2年中の別紙1の令和2年中の収入額の欄に実収入額を記入します。

⑤前年の所得の合計額とは？

前年の全ての所得を合計した金額（配偶者控除や社会保険料控除等の地方税法第314条の2第1項に規定する各種控除については、控除する前）です。また、地方税法第314条の2第2項に規定する基礎控除（43万円）についても控除する前の額です。なお、居住用不動産の買換え等に係る特別控除等の租税特別措置法に規定する特別控除については控除した後の額となります。

⑥減少が見込まれる収入に係る所得以外の前年の所得の合計額とは？

事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかではなく、雑所得・株式の譲渡に係る所得なども含めた合計額をいいます。